

令和7年度第2回広島県私立学校審議会 議事録

- 1 日 時 令和7年12月23日（火）15時00分から16時15分まで
- 2 場 所 広島市中区基町10番52号
広島県庁 北館1階 第2会議室
- 3 出席委員 福岡会長 江口委員 越智委員 加藤委員 喜田委員
清川委員 住田委員 田原委員 原田委員 （委員9名出席）

4 議 題

（1）認可事項

- ア シンギュラリティ高等学校の学科の設置について
- イ 広島女学院ゲーンズ幼稚園の設置者変更について
- ウ 広島たいよう歯科衛生士専門学校の設置について
- エ 広島生活福祉専門学校の廃止について

- 5 担当部署 広島県環境県民局学事課
TEL082（513）4496（ダイヤルイン）

6 会議の内容

（1）開会

委員総数10名中9名が出席しており、定足数を満たしていることを確認した。

（2）認可事項

- ア シンギュラリティ高等学校の学科の設置について

（ア）申請内容

高等学校の収容定員に係る学則変更

（イ）質疑内容・意見

（委員） 変更に関してなんら異議はないが、本件について1か月以上前に中国新聞で報道されていたはず。諮問事項については、本審議会において審議され、承認を経て認可されるものだが、本審議会の開催前から、さも認可されるかのように報道されるのは、本審議会が軽んじられるというか、根幹を揺るがす事態であると考えている。その点については、本審議会に諮問する各私立学校に対し、事務局から話をしたほうが良いのではないかと考えている。

（事務局） 報道については承知しているが、事務局に対して本諮問事項の事前相談が全くなかった。その点については考えていかなければならないと考えている。

- (委員) 学校側にとって悪くはない話なので、メディアに伝えたいだろうが、認可が下りるまでは外部に公表しないよう、学校側の配慮が必要なのではないか。何のために本審議会があるのかという話にもなりかねないので。
- (事務局) 承知した。
- (委員) 普通科ビジネスコースが「普通科以外の普通教育を主とする学科」というのは、具体的にどのような内容なのか。
- (事務局) 令和4年に新しく設置が可能になったもの。各学科の特色に応じて、科目を設定でき、学際的な領域に関する学科等が設置できる。例えば、高等学校の設置基準や、高等学校学習指導要領で定められているもので、学際的な学びに重点を置いた学科や、地域社会が抱える課題解決への取組に重点を置いた学科、その他医療介護教育の実現に取組む学科等が挙げられる。
- (委員) 具体的な学習内容については、学校がこれから決めていくのか。
- (事務局) 御認識のとおり。

- (ウ) 結論
適当と認める。

イ 広島女学院ゲーンズ幼稚園の設置者変更について

- (ア) 申請内容
学校法人の設置者変更
- (イ) 質疑内容・意見
特になし
- (ウ) 結論
適当と認める。

ウ 広島たいよう歯科衛生士専門学校の設置について

- (ア) 申請内容
専修学校の設置
- (イ) 現地調査報告
- (委員) 施設設備はほぼ完成しており、授業に支障ない環境が揃っていると考える。設備としては問題ないのだが、令和9年開校申請中という学校のホームページ上における情報が分かりにくいいため、事務局から指導をお願いします。また、懸念しているのが、3年間、午前中だけで授業を組むとのことだが、午前中だけで組むとすると休業期間が確保できないのではないかとということ。働きながらも通える学校にしたいと設置者は言っていたが、補習等の時間を確保しなければならぬと考えると、大丈夫なのか懸念がある。

(ウ) 質疑内容・意見

(委員) 委員の御指摘にあったように、午前中だけで補習等も対応できるようにカリキュラムを組んでいるのか、あるいは違う対応をとるのか、事務局で確認をお願いしたい。勉強が出来る子もいれば出来ない子もおり、細やかな対応が必要であると考えているので。

(事務局) 承知した。後日改めて確認する。

(エ) 結論

適当と認める。

エ 広島生活福祉専門学校の廃止について

(ア) 申請内容

専修学校の廃止

(イ) 質疑内容・意見

特になし

(ウ) 結論

適当と認める。

以上